

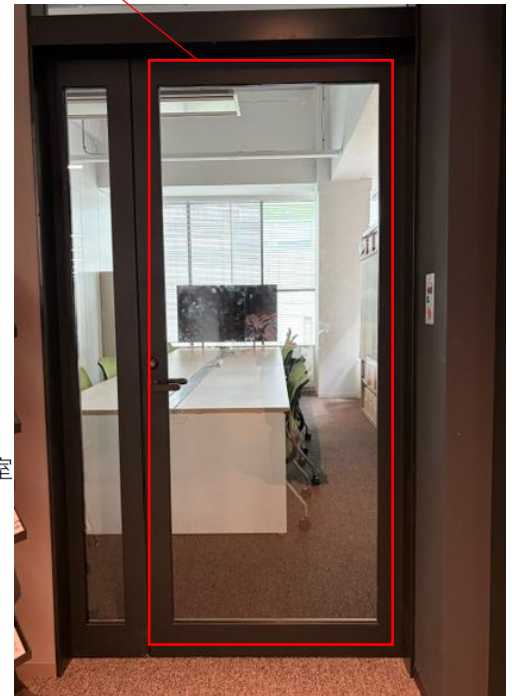
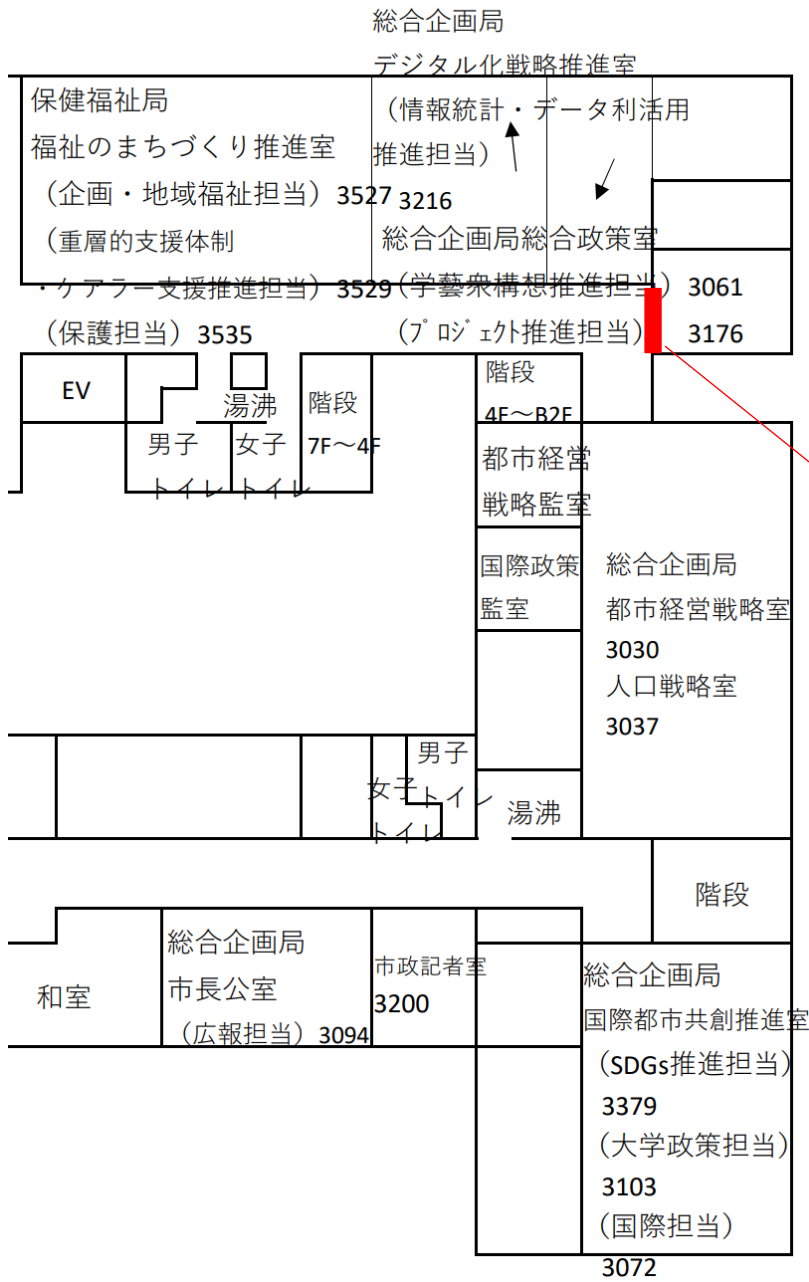
仕 様 書

総合企画局総合政策室
政策総務担当
(担当 舟橋・梅木澤)
(TEL : 075-222-3033)

件 名	ガラス扉への目隠しフィルムの貼付
履 行 期 限	令和8年8月28日
契 約 条 件	1 調達内容 ガラス扉への目隠しフィルムの調達及び貼付一式 2 数量及び寸法 ガラス親子扉1カ所（ガラス面数：1面） 親扉のガラス面の大きさ 高さ約1,880mm × 幅 約740mm ※貼付は親扉のみ（子扉は不要） 3 調達の背景及び目的 京都市役所北庁舎4階東端の会議室について、入口扉がガラス張りのため、外側からの視界を遮るため、目隠しフィルムを貼り付けるもの。 4 履行場所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎4階東側の会議室 施工箇所は別紙位置図及び写真のとおり 5 履行に当たり調達する物品に求める主な仕様・規格 スリーエムジャパン株式会社製「クラウドファサラ」同等品以上 ※透過度等については、施工前に本市担当者と協議すること。 6 諸条件 (1) フィルムの貼付について ア 落札業者は、現場にて全ての窓枠等を確認のうえ、据え付けること。ガラス扉内側（室内側）には飛散防止フィルムが貼付済みのため、外側（廊下側）からの貼付となる。 イ 貼付に当たっては、建物、施設及び他の機器に破損や汚損等の損害を与えないよう十分注意し、必要な養生を行うこと。万一、損害を与えた場合は、速やかに本市担当者に報告のうえ、原状復旧すること。また、その費用については落札業者において負担すること。 ウ 貼付に当たっては、安全管理に十分注意して実施すること。 エ 物品の梱包材等、納入に際して発生したゴミ等については、すべて納入業者が関係法令等に従い処理し、清掃を行うこと。 (2) その他 ア 貼付及び本市担当者による完了検査の日程については、別途協議のうえ決定する（平日を想定）。 イ 搬入、貼付、調整作業に要する一切の費用は、本調達に含まれるものとする。 ウ 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、本市担当者と協議のうえ決定することとする。

(別紙) 位置図

以下は本庁舎及び北庁舎4階東側を表しています。赤い箇所が扉の位置です。



※子扉は貼付不要